

News Release

平成28年4月6日

接続料金改定の補正申請について

NTT東日本は、平成28年1月19日（火）に接続約款変更の認可申請を行った接続専用線、公衆電話、番号案内等の接続料金及び平成28年2月4日（木）に接続約款変更の認可申請を行った長期増分費用方式により算定する電話の交換機等の接続料金について、平成28年3月31日（木）の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえた総務省からの要請に基づき、平成28年度から適用する接続料金を再算定し、本日、総務大臣に対し補正申請を行いました。

1. 概要

法人税率の引き下げ等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」等が成立したことに伴い、改正後の法人税率等を用いて接続料を再算定しました。

2. 補正申請に係る接続料金案

別紙のとおりです。

3. 実施時期

総務大臣の認可を得た後、平成28年4月1日（金）に遡及して適用します。